

障がい福祉の仕事の魅力発信動画等制作業務

企画提案審査要領

令和 8 年 8 月

岩 手 県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「障がい福祉の仕事の魅力発信動画等制作業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案書審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- （１） 本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- （２） 委員会は、参加者から提出された企画提案書等について審査基準に基づき審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は 100 点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	
1 業務運営方針・方向性	【10 点】
2 企画提案の内容	【50 点】
（１） 障がい福祉の仕事の魅力発信動画の制作	（25 点）
（２） 障がい福祉の仕事の魅力発信パンフレットの制作	（25 点）
3 業務フロー・スケジュール・	【15 点】
4 運営・人員体制・業務実績	【15 点】
5 費用の積算	【10 点】

3 審査方法及び県への報告方法

- （１） 審査は、企画提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- （２） 参加者が 3 者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書による審査（以下「第 1 審査」という。）を実施し、上位と評価された 3 者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- （３） 参加者が 3 者以下であった場合には、第 1 次審査は実施しないものとする。なお、参加者が 1 者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- （４） 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、審査項目ごとに評点をつけるものとする。
- （５） （４）の評点の総得点の平均点により順位をつけるものとする。ただし、参加者の平均点が 60 点を超えない者は、委託候補者と選定しないものとする。

なお、平均点が同点の場合には、各項目で高い順位を多く得た者を上位者とするものとする。

審 査 項 目 、 審 査 観 点 及 び 配 点

審査項目		審査観点	配点
1	業務運営方針・方向性	本業務の目的及び趣旨を十分に理解しているか。 障がい福祉分野の現状や人材確保の課題を踏まえた提案となっているか。	10
2	企画提案の内容	・ 高校生、大学生、専門学校生等の若年層に対し、障がい福祉の仕事の魅力が効果的に伝わる内容となっているか。視聴者の興味を引く企画や構成上の工夫があるか。 ・ 動画のストーリー性、訴求力、独創性があるか。働く姿や職場の雰囲気、やりがい等を分かりやすく表現する工夫があるか。 ・ ショート動画を活用し、本編動画やパンフレットへの誘導を図るなど、SNS時代に即した発信手法となっているか。	25
	(2) 障がい福祉の仕事の魅力 発信パンフレットの制作	・ デザイン性、視認性及び閲覧性に優れているか。 ・ 若年層の興味を惹く内容となっているか。 ・ スマートフォンでの閲覧を考慮した工夫があるか。	25
3	業務フロー・スケジュール	・ 業務フロー、年間の業務実施スケジュール、実施内容、担当者の役割分担等、適切で実現可能な提案となっているか。	15
4	運営・人員体制・業務実績	・ 運営基盤（財政等）が安定しており、事業実績報告及び理事会・総会等の開催など適切な運営がされている団体か。 ・ 業務を円滑かつ効果的に実施できる人材を配置する計画となっているか。 ・ 過去5年以内において同種又は類似業務の実績を有しているか。ノウハウを生かした質の高い業務を期待できるか。	15
5	費用の積算	見積額が上限額の範囲内であり、積算に係る単価や経費が妥当なもので、企画提案の内容と整合性がとれているか。	10
合 計			100